

肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る生産者積立金の額について  
(平成29年度)

肥育牛1頭あたりの生産者積立金

品種区分	生産者積立金	負担区分		生産者負担の 前年度比
		生産者	鹿児島県	
1 肉専用種	15,000 円	14,300 円	700 円	同額
2 交雑種	19,000 円	18,690 円	310 円	▲6,000 円
3 乳用種	22,000 円	21,540 円	460 円	▲4,000 円

(参考) 生産者積立金の徴収月齢

品種区分	品種	徴収月齢
1 肉専用種	(1) 黒毛和種	満 25 か月齢
	(2) 褐毛和種	満 22 か月齢
	(3) 日本短角種、無角和種、アンガス種及びヘレフォード種その他牛肉生産を主たる目的として飼養している牛の品種	満 20 か月齢
2 交雑種	肉専用種と乳用種の交配により生産された牛の品種	満 22 か月齢
3 乳用種	ホルスタイン種及びジャージー種その他雌牛が搾乳を主たる目的として飼養している牛の品種	満 18 か月齢